

第二六回

参第二号

恩赦法の一部を改正する法律（案）

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣に、恩赦審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、内閣の諮問に応じ、大赦又は政令による減刑若しくは復権の決定をすることの可否及びこれらの恩赦の内容に関する事項を調査審議する。

内閣は、前項に規定する恩赦を決定するには、同項に規定する事項について、審議会に諮問しなければならない。

審議会は、委員七人でこれを組織する。

委員は、左に掲げる者をもつてこれに充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 法務大臣
- 四 最高裁判所長官
- 五 検事総長
- 六 日本学会議会議長
- 七 日本弁護士連合会会長

前項第七号に掲げる委員は、内閣が任命する。

委員は、非常勤とする。

審議会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

前八項に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

大赦又は政令による減刑若しくは復権の決定に当り、その適正を期するため内閣に恩赦審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。